

■県民から提出された意見の概要及び意見に対する考え方

番号	該当部分	頁	意見の概要	意見に対する考え方
①	第3章 河川整備計画の目標に関する事項 第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	12	<p>災害の発生頻度について「碓氷川下流域の災害頻度は20～30年に一度」とされておりますが、板鼻地域の河川域の現状をみると、かなり太い雑木が繁茂しておりこれを放置すれば大水による倒木により、石井橋の橋梁に堆積し洪水を没発させる恐れが考えられます。</p> <p>これは河川改修などの対策を講じた結果であり、現状では発生頻度を20～30年に一度とするのは熟慮した結果とは考えられません。</p> <p>特に最近では各地でゲリラ豪雨等が勃発していることから、説明を加えた方がよろしいではないでしょうか。</p> <p>例えば、通常であれば「20～30年に一度の発生であるが、近年の気象状況を鑑みると、その発生頻度は高くなる恐れもある。」</p>	<p>河道に堆積した土砂や繁茂した草木等が河川管理上支障となる場合は、河川環境に配慮しつつ、堆積土の除去、立木の伐採、草刈り等の必要な対策を講じて参ります。</p> <p>また、洪水の発生確率の評価については、明治34年から平成27年までの雨量データを解析しているため、記載の表現は妥当と考えております。</p> <p>なお、いただいた御意見のとおり、今後の気候変動の影響により、雨の降り方(頻度や強度)が変化する可能性も想定されることから、引き続き、降雨や水位のデータを定期的に整理し、整備計画の前提条件に変化があった場合は、随時、計画内容を見直し、必要な対策を実施して参ります。</p>
②	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川工事の施行場所及び設置される河川管理施設の機能の概要	18	<p>洪水を安全に流下させるための対策ではありますが、板鼻川の水量調節のため碓氷川への水門を管理する際、碓氷川の水位が高ければ流下できず、さらに地域内の蟹沢等の河川からは大量の雨水等が流下するため、地域内にオーバーフローしてしまいます。</p> <p>適正な流下対策が講じられるようお願いいたします。</p>	<p>碓氷川合流点にある「板鼻川樋門」は、碓氷川からの逆流による浸水被害を防ぐことを目的に設置されており、洪水が発生するおそれがある時は、土木事務所職員が碓氷川と板鼻川の水位を監視し、水門操作を行っており、今後も継続的に適正に水門操作が行われるように管理して参ります。</p>
③		19	<p>鼻高橋の東方の乗附町の河川敷きと思われるエリアに住居とペットの斎場があります。その北側付近に斜めに堰が設置されています。この堰により、土砂が堆積した状況になっています。</p> <p>上流の住民の水害を防止する為には、川底の水量を押さえる必要があるのでしょうか。</p>	<p>乗附地区は河川区域から外れていますが、今回、洪水を安全に流下させるための対策として、堤防を整備する予定です。</p> <p>また、堰による土砂堆積等が河川管理上支障となる場合は、施設管理者と調整し、適切な対応を講じて参ります。</p>
④		20	<p>上川原自治会地内の堤防の北側に田んぼのエリアがあり、田んぼの法面が整備されていて川幅が狭くなっています。何故この地域だけ、田んぼがあるのか。防災・減災の観点から問題はないのですか。</p>	<p>河川内に民地があり水田利用されていますが、現在の状態で目標とする洪水を流すことができます。</p> <p>なお、水田利用者には、洪水時の危険性について、周知して参ります。</p>

番号	該当部分	頁	意見の概要	意見に対する考え方
⑤	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川工事の施行場所及び設置される河川管理施設の機能の概要	20	<p>上川原自治会地内の碓氷川堤防のかさ上げに伴い、堤防の上は、散歩やサイクリングが出来る道路に整備願います。理由は以下の通りです。</p> <p>① 堤防の除草作業は、管理者である群馬県が年に1回程度実施しているだけで、住民全員総出で、年4回実施しています。住民の高齢化も進んでいます。堤防上を道路化することにより、堤防の安全確保と除草作業の範囲が減少します。</p> <p>② 堤防の上を道路化することにより、住民が散歩などで常に通行し、堤防の不備や危険箇所を発見することが出来ます。過去に堤防の陥没場所を発見し群馬県に通報した経過もあります。併せて、河川に対する愛着を湧いてきます。</p>	<p>堤防の除草に御協力いただきまして、大変ありがとうございます。堤防天端を舗装することで、防草対策や維持管理が容易となるだけでなく、堤防を強化する効果が期待されます。</p> <p>いただいた御意見を踏まえて、堤防のかさ上げ後、堤防の上を舗装する予定です。</p>
⑥		20	<p>鷹ノ巣橋下流を見ますと堆積した土砂と立ち木が台風の時などの水量が多きときに水の流れに相当の影響があります。</p> <p>又立ち木が流れて下流の石井橋 信越線の鉄橋にでもとまって水の流れが悪くなれば板鼻の町は水に飲み込まれてしまうのではと旧道に住んでいる大勢の人が心配しています。</p> <p>整備計画に入っていないようでしたらなにとぞ立ち木と堆積土砂の撤去をお願いいたします。</p>	<p>石井橋から鷹之巣橋の区間は、上下流の他区間に比較して堤防高も高く、対象となる洪水量(1,900m³/s)を流すことができます。</p> <p>また、石井橋は、現在策定中の河川整備計画の中で改修予定であり、将来的には現在よりも流木等による水の流れに影響する可能性が低くなります。</p> <p>なお、河道に堆積した土砂や繁茂した草木等が河川管理上支障となる場合は、河川環境に配慮しつつ、堆積土の除去、立木の伐採、草刈り等の必要な対策を講じて参ります。</p>
⑦		21	<p>板鼻の旧街並地域の多くは、洪水危険地域となっております。堤防の浸透対策箇所として対応していただくようですが、是非とも検討していただきたいことがあります。それは、クレー射撃場南に堤防を設置することのようですが、鷹ノ巣橋からクレー射撃場の間(現在は住宅が3戸あります)に堤防がなければそこからの洪水はもろに旧街並みに流入することが危惧されます。何らかの対応を是非ともお願いいたします。</p>	<p>鷹之巣橋左岸からクレー射撃場の間の位置する家屋について地盤の高さ(堤内地盤高)が、計画している堤防の高さ(計画堤防高)より高いため、新たな堤防設置は必要ないと考えております。</p> <p>なお、今後の詳細な測量を実施しますので、その結果を踏まえて必要があれば堤防設置を検討いたします。</p>
⑧	第4章 河川整備の実施に関する事項 第5節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	31	<p>豪雨の度に上流から運ばれた土砂が川底に堆積し、川の容積が減少し、また堤防の下部部分が岩石などにより傷ついています。また、アカシアの樹木なども成長しています。</p> <p>鼻高橋の西から公営鼻高団地迄の間の川底の堆積物の撤去と樹木の伐採を検討願います。</p>	<p>河道に堆積した土砂や繁茂した草木等が河川管理上支障となる場合は、河川環境に配慮しつつ、堆積土の除去、立木の伐採、草刈り等の必要な対策を講じて参ります。</p> <p>また、堤防等の河川管理施設については、定期的な河川の巡視を行うとともに、異常を発見した場合には、修繕等の必要な対策を講じて参ります。</p>